平成２４年（フ）第３０号
栃木県日光市瀬尾295番地
債務者　谷野　升美
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９号
栃木県大田原市宇田川1519番地14　ソレアード105号室、前住所栃木県日光市並木町19番地18　サザン・アベニュー102
債務者　小林　隆代（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３９８号
横浜市鶴見区矢向１丁目５番35―325号
債務者　江澤　路夏
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２号
横浜市南区六ツ川３丁目３番地１　濱田園302
債務者　関澤　　晃
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７号
神奈川県大和市西鶴間３丁目８番２号　ハイツ茜
債務者　井相田元花（旧姓矢澤）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５３号
横浜市旭区若葉台３丁目５番605号
債務者　大西　麻子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５６号
横浜市神奈川区三ツ沢下町17番６―101号
債務者　古屋友紀子（旧姓湯山）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３号
神奈川県大和市下鶴間2938番地
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０５号
横浜市金沢区釜利谷東３丁目44番14号　ローレル石崎Ⅰ―102
債務者　神谷　美晴
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３１号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目28番９―301号
債務者　青柳　　忍
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１号
長崎県松浦市調川町下免682番地３
債務者　久恒　庸介
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
沖縄県うるま市石川１丁目50番20号　宮前アパート202号
債務者　伊良皆盛敏
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第８３０号
静岡市清水区西高町14番10号　石田アパート１Ｆ
債務者　山崎　康弘
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４号
静岡市清水区高橋２丁目12番18号
債務者　石川　優紀
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４号
栃木県宇都宮市東今泉２丁目５番７号　カルミア303、前住所栃木県芳賀郡益子町大字益子2279番地　Ｍスクウェア Ｃ102
債務者　小林　太郎
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係